

○大阪産業大学学長選考規程

令和元年9月26日

規程第86号

改正 令和4年7月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪産業大学（以下「学園」という。）が設置する大阪産業大学の学長選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学長選考の基準)

第2条 学長は、次の基準を満たす者から選考する。

- (1) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すること。
- (2) 本学の将来ビジョンを有し、その実現に向かって本学の構成員を統率、指揮できること。
- (3) 学園の経営に参加するにふさわしい識見を有すること。
- (4) 教授経験者または第5条で定める学長選考委員会がこれに準ずると認めた者であること。

2 学外からの立候補者の場合は、第7条第3項に定める意向投票有資格者の推薦が3名以上あること。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は、就任する年の9月1日から3年後の8月31日までの3年間とし、再任は妨げない。ただし、通算2期を超えることはできない。

2 学長が任期の途中で欠けたことにより新たに選出された学長の任期は、前任者の残任期間とし、前項ただし書きに定める通算2期には算入しないものとする。

(選考の事由)

第4条 学長の選考は、次のいずれかに該当するときに実施する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出て、理事会が承認したとき。
- (3) 大阪産業大学学長の解任請求手続に関する規程第5条の定めにより、理事会が学長を解任したとき。
- (4) その他学長が欠ける事態となったとき。

(学長選考委員会)

第5条 理事長は、学長選考に関する事項の審議および学長の業務執行状況の評価(以下「業績評価」という。)を行うため、学長選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会は次に掲げる委員11名をもって構成し、理事長が委員を委嘱する。
  - (1) 学部(全学教育機構を含む。)が選出した7名の教育職員。ただし、理事を除く。
  - (2) 事務部長
  - (3) 法人本部事務局長
  - (4) 4号理事から理事会が選出した1名。ただし、学園常勤役員は除く。
  - (5) 3号評議員のうち本学の卒業生から評議員会が選出した1名。
- 3 選考委員会の委員長は委員による互選で定める。委員長は選考委員会の議長となる。
- 4 委員の任期は選考委員会が選考に関わった学長の任期満了時までとし、次期学長の選考には関わらない。ただし、次期学長選考のための委員に選任された場合はこの限りではない。
- 5 第2項により選出された委員が、学長候補者として立候補の届け出をしたときは、直ちに委員を辞任し、同項各号の区分に従って後任の委員を選出する。
- 6 委員が欠ける事態となったときは、第2項各号の区分に従って後任の委員を選出する。
- 7 選考委員会は、全委員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、あらかじめ書面により自己の意思を委員長に委任した場合はこれを出席とみなす。
- 8 議事は、議長以外の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第6条および第8条第1項に定める学長候補者の選出等重要な事項に関する事については、全委員の3分の2以上で決する。
- 9 事務部に事務局を置く。

## 第2章 学長選考の方法

(選考委員会による学長候補者の選考)

第6条 第4条第1項第1号に該当する場合にあっては任期満了日の4か月前までに、同項第2号から第4号に該当する場合にあっては速やかに、立候補の届出等、学長の選考に係る必要な事項を学内外に公示する。ただし、届出者がいない場合、選考委員会の委員長は届出期間を延長することができる。

- 2 選考委員会は、前項の届出締切後、所信表明書、経歴書、その他必要と認める資料により届出者の審査を行う。なお、必要に応じ選考委員会は届出者に対し面談を行うことができる。

3 選考委員会は、前項の審査を経て学長候補者としてふさわしいと判断した者（以下「学長候補者」という。）3名以内を選出し、その氏名、年齢、経歴書、所信表明書を学内に公示する。

（職員による意向投票）

第7条 選考委員会は、前条の定めにより学長候補者として公示された者を対象として、本学の職員による意向投票により意向を調査する。

2 選考委員会は、前項の意向投票を管理するため投票管理委員会を設置する。

3 意向投票を行うことができる者は、本学に勤務する専任職員（以下「意向投票有資格者」という。）とする。ただし、休職中、停職中および留学中の職員は除く。

4 公示後、学長候補者は意向投票有資格者を対象に自らの所信について発表する。

5 選考委員会は、前項の所信発表後、意向投票有資格者からの質問およびそれに対する学長候補者からの回答を行う機会を設ける。

6 選考委員会は、意向投票の結果を、学内に公示する。

（理事会への推薦、学長の決定、任命）

第8条 選考委員会は、選考の対象となった学長候補者全員の経歴書、所信表明書、意向投票の結果、最終候補者1名の氏名、選考過程および選考に関する意見を示した文書（以下「学長候補者選考報告書」という。）を理事会に提出する。ただし、意向投票有資格者の信任を得られた学長候補者がいないと判断される場合は、学長候補者選考報告書は提出せず、再度第6条および第7条に定めた手続きを経て、最終候補者を選出する。

2 理事会は、選考委員会から提出された学長候補者選考報告書を尊重し、次期学長を決定する。

3 前項に基づき、理事長は学長を任命する。

4 理事会は審議の結果を選考委員会に通知し、選考委員会はこれを学内に公示する。

（選考委員会と理事会で判断が異なる場合）

第9条 理事会は学長候補者選考報告書に示された最終候補者を次期学長として適格でないと判断した場合、その理由を書面で選考委員会に示し、審議のやり直しを求めることができる。

2 選考委員会は再審議の結果を2週間以内に理事会に報告する。その後の手続きについては前条第2項から第4項の手続きを経る。

### 第3章 学長の業績評価

（学長の業績評価）

第10条 選考委員会は、選考に関わった学長の業績評価を学長就任1年経過後、2年経過後および任期満了の2か月前を目途に行い、その結果を理事会に報告するとともに、学内に公示する。

2 前項の業績評価のため、学長は所信表明書、事業計画等に照らし、業務の実施状況を自ら評価した自己評価書を作成し、選考委員会に提出する。これに基づき選考委員会は学長と意見交換を行う。

3 業績評価は前項に基づき実施するものとし、評価項目は、選考委員会が定めるものとする。

4 選考委員会は業績評価を適正に実施するため、第1項に定める時期以外に学長と意見交換を行うことができる。

#### 第4章 雑則

(学長職務代理者)

第11条 第4条第1項第2号から第4号の事由により学長が欠けた場合、本規程に従い新たな学長が選出されるまでの間の学長の職務は、学長があらかじめ指名した副学長が代理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は細則に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、事務部が発議し、協議会の審議を経て理事会で決する。

2 選考委員会はこの規程の改廃について、事務部に提案することができる。

(事務の所管)

第14条 この規程の事務は、事務部が所管する。

#### 附 則

(施行日)

この規程は令和元年9月26日から施行する。

(学長の任期の特例)

この規程が適用される最初の学長の任期は令和2年9月8日から令和5年8月31日とする。

(規程の廃止)

本規程制定に伴い、昭和45年2月2日制定の大阪産業大学学長選出規程および学長選出規程取扱細則は廃止する。

附 則（令和4年7月28日）

第5条第2項第1号における「ただし、理事を除く。」という制限は、第23代学長選考委員を選出する際より適用する。

（施行日）

この規程は、令和4年7月28日から施行する。